

データ主導時代の産業政策サブ・ワーキンググループ設置要綱（案）

情報通信審議会情報通信政策部会「IoT 新時代の未来づくり検討委員会」（以下「委員会」という。）の「産業・地域づくりワーキンググループ」（以下「WG」という。）の下で、「データ主導時代の産業政策サブ・ワーキンググループ」（以下「SWG」という。）を開催する。

データ主導時代においては、データの収集・分析の可否が企業活動を大きく左右する状況となっており、規模の経済やネットワークの外部性が働きやすいデータ流通の市場環境の中で、関連する産業の競争力のあり方が課題となっている。本SWGでは、このような状況を踏まえ、データ流通市場における競争状況の実態把握、データ流通のセキュリティ確保、競争力強化のあり方などについて論点整理を行う。

1 SWGの運営について

- (1) SWGの主任（以下「SWG主任」という。）及び構成員は、WG設置要綱1(9)に基づき、WGの主任が指名する。
- (2) SWG主任はSWGの議事を掌握する。
- (3) SWGに主任代理を置くことができ、SWG主任が指名するものがこれに当たる。
- (4) SWG主任に事故があるときはSWG主任代理がその職務を代理する。
- (5) SWGの会議（以下「会議」という。）はSWG主任が招集する。この場合、SWG主任は構成員にあらかじめ会議の日時、場所及び議題を通知する。
- (6) SWG主任は必要があるときは、審議事項に関する関係者に対し、出席と説明を求めることができる。
- (7) 特に迅速な調査を必要とする場合であって会議の招集が困難な場合には、SWG主任は電子メール等による調査を行い、これを会議に代えることができる。
- (8) SWGにおいて調査・検討された事項については、SWG主任が取りまとめ、これをWGに報告する。
- (9) その他SWGの運営に関し必要な事項はSWG主任が定める。

2 会議の公開について

- (1) 会議は、次の場合を除き、原則として公開する。会議の公開・非公開の決定はSWG主任が行い、非公開とする場合は、その理由を公開する。
 - ① 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
 - ② その他、SWG主任が非公開とすることを認めた場合
- (2) 会議の配付資料及び議事概要（以下「資料等」という。）は、次の場合を除き、閲覧その他の方法により、原則として公開する。資料等の公開・非公開の決定はSWG主任が行い、非公開とする場合は、その理由を公表する。
 - ① 資料等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合
 - ② その他、SWG主任が非公開とすることを認めた場合

3 事務局について

SWGの事務局は、情報流通行政局情報通信政策課が関係課室の協力を得て行う。